

金沢文庫の古声明を聴く（98・11・21）

片岡義道（昭15・文乙）

私は昨年の十月までは教職活動の傍ら天台真盛宗の一末寺の住職をしておりましたが、田舎の住職といつものいろいろの雑用がございまして、なかなか自分の時間が取れないものなんです。私はこれでも大学で教鞭を取りながら学問というものの端くれをやって参つたのですが、こんな事をやつてこのままで死んでしまつたのでは、何も彼も中途半端になつてつまらないことだと思いまして、この際思い切つて住職の方を止めようと思い、かねがねその後継者を物色しておりましたところ、漸く適当な人物が見付かりまして、この程その人に寺関係の事は一切譲ることができまして、やつとのことで自分の好きな事に専念し得る身分になつたという次第でございます。

ところで、私は今迄二度ばかりピアノ演奏のときに皆様の前で話をさせて頂きましたが、とに角この席は同じ三高同窓会の皆様ばかりなのですから、私の方でも大変気楽な気持

ちが致しまして、いろいろと気の置けない内輪話などをもさせて頂いて参りました。今回も全く同じような調子で喋るつもりでおりますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。さて、今お手許に配らせて頂きましたのは、「大原流声明血脉譜」というものでございます。声明と言えばもう何方も御存知の通り、仏教のいろんな儀式で唱えられる節廻しの付いたお経のことですが、これにも現在いろんな流派がありまして、またそれが既成の仏教宗団の各末寺において現実に唱えられているものに至つては、その大部分が殆んど聞くに堪えない程の低級な音樂に堕落してしまっていることは、前回での私のお話しの中でも申し上げた通りであります。ですから一般の有識者の間では、あんな雜音みたいなものが声明なのかと思われて、何の関心も持たれていないのはむしろ当然でありまして、あんな詰まらん物がそもそも仏教芸術の名に値するとは到底思えないと云う訳で無視されてしまつているのが偽わらざる現状だと申せましよう。しかし、声明というものの本来あるべき姿というのは、決してそのような低級なものではなくて、勝れた藝術性を備えたところの、歴とした伝統芸能のひとつなんだということも知つて頂きたいというのが今回の私の話の趣旨なりります。

さて、「大原流」と申しますのは、天台宗声明の伝承の中で最も由緒正しい伝統が、かの俗に「八瀬大原」と呼ばれている洛北大原の地に、今から約八百年も昔から伝わって来

ているところから名付けられているものなります。ところで、今ここで天台声明の歴史に就いて詳しく申し上げることは出来ませんので割愛させて頂きますが、この血脉譜に出ている多くの人の中で、最も重要な数人に就いては簡単にご説明申し上げることと致しましよう。

まず、日本における天台声明の事実上の創設者は伝教大師最澄では無くて慈覚大師円仁という人だということです。この円仁という方は承和五（八三八）年に中国に渡つて、当時恐らく世界最大の先進国家であった唐の仏教文化を学び取つて帰つた人なんですが、唐朝の政治情勢の変化などのために帰国が遅れて、とうとう九年間も彼の地に滞在せざるを得なかつたところから、唐における仏教事情に精通して帰国致しました。日本に帰りまして、比叡山延暦寺に創始されていた天台宗の基礎を固めた偉い坊さんなんですが、この方が新興宗団天台宗の儀式を整備致しまして、ここに天台声明の伝統が確立させるに至つたというところから、天台声明の血脉はこの円仁を以つてその始祖とすることと成つたのであります。

慈覚大師円仁が亡くなつて後約二百年、平安時代の中期いわゆる藤原文化の最盛期に生れたのが良忍上人です。この良忍という人は稀代の声明の名手として数々の伝説が残されている偉い坊さんなんですが、この方がどういものか京の都や延暦寺を離れまして大原

の地に隠棲してその地に来迎院を建てられたところから、この地が自然に天台声明のセンター的存在となりまして、この伝統が現代にまで続いておりますので、この良忍上人の流れを「大原流」と称することとなつたのであります。

さて、このようにして唐代の中国仏教の儀式に則つて比叡山に始められた天台声明が、円仁からその弟子達への代々にどのように伝えられて行つたかを示しているのが「血脉譜」なんですが、ご覧になりますと、中には坊さんでは無い人たちの名が出ているのにお気付きになりましよう。例えば後白河法皇や龜山院のような歴代の天皇から始まって、藤原公任や同じく師長のような貴族階級の名も出て参ります。それらの人たちは皆大原声明を本職の坊さん方に負けない位やれたればこそ、この血脉の中にその名が載せられているわけですが、中でも藤原師長に注目して頂きたいと思います。師長は御承知の如く宇治悪左府といわれた頼長の子で、後に太政大臣にまで成った政治家なんですが、政治的活動はあまり大したこと無かつたようで、それよりも音楽的才能においては非常に勝れていたと思われ、声明家としても傑出した存在でありますと、晩年には奈良の地に隠棲してその地で亡くなつたようですが、大原流の伝統に飽き足らずして独自の音楽理論に基づいて新しく一流を創めるまでに至りました。この師長は後に出家して妙音院と称したものですから、その声明流派は「妙音院流」と呼ばれたのでありますが、この妙音院流といわ

れる新流派が従来の大原流とどこが違つたのかと申しますと、これは私自身の想像によるところなんですが、どうもこの派の声明は雅楽とより密接な理論的構造を持つていたのではないかろうかと思われるのです。それというのも、この師長という人は雅楽にも精通していた天才的音楽家でありまして、この面においても「仁智要録」「三五要録」という勝れた雅楽の理論書を書いた人だつたからであります。ところで、この南都（奈良）で定着しつつあつた妙音院流の声明家の中で、師長の孫弟子にあたる人たちの中に劔阿けんわという名手が出まして、時あたかも世は鎌倉時代となりまして、執権北条氏の手によつて鎌倉の地が政治の中心となるにつれまして、この地に上方（京都）より諸種の文化が積極的に移入され始めたところから、北条氏一門の建てました金沢かなざわの称名寺というお寺へかの劔阿が請われて入寺したことによりまして、この称名寺に妙音院流声明の一大中心地が出来たという次第であります。この事は、現在この称名寺関係の膨大な文化的資料の中に保管されている声明の血脉譜によつて知ることができるのであります。その声明は正しく妙音院流であることが分かつた次第であります。本日はそれらの鎌倉時代の古い資料の中から発見されました声明の古い楽譜の中から、「三十二相」という珍しい曲を私が復原致しましたものを、ビデオによつてお聴き頂けることとなつたのであります。

さて、ここで、ちょっと本題から逸れまして、この「大原流声明血脉譜」の最後のこと

ろをご覧頂きましたよ。そこには多紀道忍という方の名が載っていますが、この多紀師が実は私の声明師匠なんです。この方は明治の末から昭和にかけて大原を中心にして広く日本の浄土宗、真宗、法華宗等の各派の總本山にまで請われて声明の指導をされた当代随一の声明家でありまして、正に声明界の大御所的存在がありました。この方はたんに大原流声明の演唱者として勝れていたのみならず、その理論的においても造詣が深くて、特に晚年には京都在住の西洋音樂研究家で声明研究に専心されつた吉田恒三氏（つねぞう）と相携えて、西洋音樂の合理的な記譜方法を初めて声明研究に大胆に導入されたことでも有名な名手であります。私は幸いにもこのご両所に親しく師事することが出来まして、特に多紀先生にはお亡くなりになつた昭和二十四年に至るまで約十四年間の個人指導をお受けすることができたのであります。そして、多紀先生から同じようにしてご指導を受けていた兄弟子の中山玄雄師が先年亡くなられた現在では、この血脉譜に出てくる人たちの中できているのはこの私だけになつてしましました。日本の伝統芸能では、能、茶道、華道を始めとして詩吟、舞踊等に至るまで、いわゆる家元制度というのが確立しておりますが、それでいきますと私などはさしづめ大原流声明の家元に当るのだと思います。この各種各流の家元制度に就いてはここでは詳しく申し上げることはできませんが、これらの家元が存在すればこそ、それらの伝統芸能のすばらしさが損われずに正しく受け継がれて行くわ

けで、大変結構なんですが、私なんかが見るところでは、この家元制度というのは経済的にも大変うまく出来ていまして、弟子達の技量が上達するにつれて、自然にたくさんのお金がそれぞれの家元へと入つて行く仕組みになつておるようです。ですから家元というのはどれもこれもお金持ちはかりであります。ところが、この声明の家元ばかりには、そういう結構な経済的仕組みはいつさい無いのです。私なども弟子達が教えてくれと言つてやつて来ることはございますが、その際の教授料などは原則として一銭も貰つていませんし、弟子たる坊さん達もレッスン料というものを払おうとも致しません。それ所か、はるばる遠方からやつて来て夜分遅くなり、帰る時間が無くなつた時などには、「一緒に晩飯でも食つて泊つて行け。」などという事態になることも珍らしくないのです。実は私自身も晩年の多紀先生（大原の遮那院におられた）宅でしばしばこのようなご迷惑をお掛けしたことがありますので尚更なんですが、要するに声明の家元なんて者は斯の如く商売が下手で貧乏な者はかりなんです。

さて話を本に戻すといったしましよう。先程ちょっと触れました「三十二相」という声明の曲はまことに珍らしいものなんです。どこが珍らしいのかと申しますと、こんにち一般に声明と呼ばれているものは、坊さんだけが唱える曲、すなわち純粹の声楽曲でありますて、これを世界の他の宗教音楽に例えますと、キリスト旧教会で歌われている例のグレゴ

リオ聖歌に当るものと思われます。ところが、「三十二相」はたんなる声楽曲なのではなくて、楽器で演奏される雅楽との合奏曲なのでして、現在に至るまで伝えられて来た大原流声明曲の中では、このようにして雅楽と合奏され得るものはこれが唯一のものだからです。声明と雅楽とは、ともに奈良時代からわが国に輸入されて来たアジア大陸からの外来音楽なのですが、そのルーツを辿りますと全く相互に関係の無い別種の音楽でしたから、そのままでは両者が合奏されるなんてことは到底考えられません。それがこの「三十二相」のように合奏されるようになつたのは、声明と雅楽とが日本に入つて約二百年経つた頃に、この両者が共に日本化されてお互いに共通する音律構造を持つに至つたからに外なりません。そうしてそれは、かの後白河法皇や藤原師長などがいた平安末から鎌倉時代の始めの頃だつたと考えられます。天福元（一一三三）年に雅楽家の泊近真こまちあらかねが著した「教訓抄」くんじょうの中には初めてこの「三十二相」に就いての記事が見られますが、それによりますと南都（奈良）と北京（京都）の諸大寺では、毎年正月初めに行われる各種の修正会しゆしょくわいには必ずこの「三十二相」が演奏されることがあります。このように珍らしい合奏曲なのですが、近世（江戸時代）以降はまつたく演奏されなくなつて現代に至りました。ただ幸いなことに大原流では「三十二相」の声明譜が伝えられて残つております。その唱え方も多紀・吉田両先生から私にも伝授されましておつたのであります。それによりますと、この

曲は黄鐘調の定曲（西洋音樂の小節構造に似た一定のリズム構造を持つ声明曲）でありまして、これが雅樂の「散吟打球樂」と合奏されるものとなっております。たまたま昭和三十九（一九六四）年に時の芸術祭参加作品としてレコード集「天台声明」が私の監修編曲のもとに出されることとなりました時に、宮内庁の雅樂部の方々とこれが復曲できないものかと相談しましたところ、同庁の東儀和太郎氏が「散吟打球樂」を復曲してやろうということになりましたして、それから約一ヶ月後にそれぞれ練習を積んだ声明・雅樂の者たちが宮内庁に出向いて合わせてみたところ、見事に合いまして、ここに雅樂部と大原流との伝承がともに正しいことが証明されることとなつたのでありますて、この「三十二相」の復活演奏が成功した時のわたしたちの感激は今でもはつきりと覚えております。この時のレコード集「天台声明」は幸いにも当時の文部大臣賞を受けることができました。さらにその二年後、東京国立劇場が開設されました時には、その小劇場の柿落こけらおとし公演としてこれが上演されたのであります。

ところで、今申し述べました「三十二相」は、大原流所伝のものであります、いっぽう横浜市の旧称名寺藏「金沢文庫」には大原流とは違つた妙音院流の「三十二相」の古楽譜が発見されまして、こちらの曲を復曲することができないものかとの依頼を受けまして、その復活演奏に成功いたしましたのが平成元（一九八九）年であります。本日お聞き

頂くのはその際の復活演奏のライブ版ビデオですが、それに入ります前に、この妙音院流「三十二相」のどこが大原流のそれと違っているのかについて簡単にご説明申し上げます。そのいちばん大きな違いは両者のリズム構造の違いであります。こちらの「三十二相」も「散吟打球樂」と合奏されるように指定され、調子とともに黄鐘調で、その点では共通しているのですが、大原流の方が「延只拍子」となっているのに対し、妙音院流の方は「楽拍子」なのです。これを分かり易く西洋音楽の小節構造にならってご説明申し上げますと、「楽拍子」というのは洋楽の $\frac{4}{4}$ 拍子にあたる規則正しい小節構造になつてゐるのに対し、「延只拍子」の方は小節が長短二種類あつて、それが交互にあらわれる構造となつてゐるのでして、同じく洋楽風にご説明いたしますと、 $\frac{4}{4}$ 、 $\frac{8}{4}$ というよう繼續いて行くのであります。このようなりズム構造の違いが最大の相違点であります。このことは鎌倉時代の例の「教訓抄」にもはつきりと指摘されているところなのであります。つまり、京都の寺々では「三十二相」は延只拍子で演奏されているのに対し、奈良では楽拍子によつているということでありまして、その奈良風のリズムの取り方が妙音院流の特色でありまして、それがそのまま関東の称名寺に伝わつたものと考えられるのであります。

また、以上のようなリズム構造以外にも、旋律構造においても若干の相違点が認められ

るのですが、それらに就いては話があまりにも専門的になり過ぎて面倒だと思われますので、今回は省略させて頂きまして、兎に角当日の復原演奏の模様をお聴き頂きたいと思うのであります。ただそれに先立つて、一言だけ申し上げておきたく思いますのは、今から数百年も昔の声明の方が、現在におけるような堕落し切った声明とは全然違います。遙かに高度の芸術性を備えた立派な伝統芸能であつたのだということを、これを聞くことによって親しく感じ取つて頂きたいと願うものであります。

(ビデオ実例)

「妙音院流 三十二相」

(京都市立芸術大学名誉教授・京都薬科大学教授)